

京都市市民税均等割減免制度の廃止に伴う福祉施策の経過措置実施要綱

(目的)

第1条 この要綱に基づき実施する事業（以下「本事業」という。）は、京都市市民税条例の一部を改正する条例（令和2年京都市条例第19号）第2条の規定による改正前の京都市市民税条例第35条第2項第3号の規定（以下「均等割減免制度」という。）が令和6年度から廃止されることに伴い、福祉施策における利用料、利用者負担の限度額及び現金の給付に係る額（以下「負担額等」という。）に関し影響（以下「本件影響」という。）を受ける者に対し、一定期間、本件影響に相当する額の全部又は一部を給付することにより、負担の増加を緩和することを目的とする。

(対象とする福祉施策)

第2条 本事業の対象とする福祉施策は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 障害福祉サービス（居住系サービス）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第29条及び第30条の規定により給付されるもののうち、同法第5条第10項の規定による施設入所支援に係る支給決定を受けた者、同法第5条第6項の規定による療養介護に係る支給決定を受けた者及び同法第5条第18項の規定による共同生活援助に係る支給決定を受けた者に対して給付されるもの並びに同法第34条、第35条、第70条及び第71条の規定により給付されるもの

(2) 障害福祉サービス（訪問系・日中活動系サービス等）

障害者総合支援法第29条及び第30条の規定により給付されるもの（前号に掲げるものを除く。）

(3) 補装具費

障害者総合支援法第76条に規定する補装具費

(4) 地域生活支援事業（日常生活用具を除く。）

障害者総合支援法第77条に規定する市町村の地域生活支援事業のうち、京都市地域生活支援事業（地域活動支援センター（デイサービス）、日中一時支援（日中短期入所）、訪問入浴サービス）実施要綱及び京都市移動支援事業実施要綱に基づき提供されるもの

(5) 日常生活用具

京都市重度心身障害児者日常生活用具給付要綱に基づき給付されるもの

(6) 自立支援医療（育成医療）

障害者総合支援法第58条に規定する自立支援医療費のうち、障害者の日

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「障害者総合支援法施行令」という。）第1条の2第1号に規定する育成医療に係るもの

(7) 自立支援医療（更生医療）

障害者総合支援法第58条に規定する自立支援医療費のうち、障害者総合支援法施行令第1条の2第2号に規定する更生医療に係るもの

(8) 自立支援医療（精神通院医療）

障害者総合支援法第58条に規定する自立支援医療費のうち、障害者総合支援法施行令第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るもの

(9) 障害者自立支援医療特別対策費

京都市障害者自立支援医療特別対策費支給要綱に基づき給付されるもの

(10) 緊急時介護人派遣事業

京都市重度障害者緊急時介護人派遣事業実施要綱に基づき提供されるもの

(11) 入院時支援員派遣事業

京都市重度障害者入院時支援員派遣事業実施要綱に基づき提供されるもの

(12) 障害者休日・夜間緊急対応支援事業

京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業実施要綱に基づき提供されるもの

(13) 新高額障害福祉サービス費

障害者総合支援法第76条の2に規定する高額障害福祉サービス等給付費のうち、同条第1項第2号に掲げる者に対して給付されるもの

(14) 在宅自立支援給付費（総合上限制度）

京都市障害者在宅自立支援費支給要綱第6条の規定により給付されるもの

(15) 成年後見制度利用支援事業（後見人等報酬）

京都市成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条の規定により給付されるもののうち、同条第1項第2号に掲げる後見人等報酬に対して給付されるもの

(16) 指定難病の患者に対する特定医療費

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する特定医療費

(17) 国民健康保険における高額療養費

国民健康保険法第57条の2の規定により給付されるもの

(18) 国民健康保険における入院時食事療養費等

国民健康保険法第52条の規定により給付される入院時食事療養費及び

- 同法第52条の2の規定により給付される入院時生活療養費
- (19) 国民健康保険における高額介護合算療養費
国民健康保険法第57条の3の規定により給付されるもの
 - (20) 後期高齢者医療制度における高額療養費
高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）第84条の規定により給付されるもの
 - (21) 後期高齢者医療制度における入院時食事療養費等
高確法第74条の規定により給付される入院時食事療養費及び同法第75条の規定により給付される入院時生活療養費
 - (22) 後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費
高確法第85条の規定により給付されるもの
 - (23) 老人医療費支給事業における高額医療費
京都市老人医療費支給条例第4条の規定により給付されるもののうち、京都市老人医療費支給条例施行規則第10条第2項第1号に掲げる場合及び同規則第10条の2各号に掲げる場合に給付されるもの
 - (24) 介護保険における特定入所者介護サービス費等
介護保険法第51条の3の規定により給付される特定入所者介護サービス費及び同法第61条の3の規定により給付される特定入所者介護予防サービス費
 - (25) 介護保険における高額介護サービス費等
介護保険法第51条の規定により給付される高額介護サービス費、同法第61条の規定により給付される高額介護予防サービス費及び京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第17条の規定により給付されるもの
 - (26) 介護保険における高額医療合算介護サービス費等
介護保険法第51条の2の規定により給付される高額医療合算介護サービス費、同法第61条の2の規定により給付される高額医療合算介護予防サービス費及び京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第18条の規定により給付されるもの
 - (27) 高等職業訓練促進給付金等事業（訓練促進給付金）
京都市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱に基づき給付される訓練促進給付金
 - (28) 高校進学・修学支援金支給事業（学用品購入等助成金）
京都市高校修学支援奨学金給付要綱に基づき給付される学用品購入等助成金
 - (29) スマイルママ・ホッと事業
京都市スマイルママ・ホッと事業実施要綱に基づき提供されるもの

- (30) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
京都市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱に基づき
給付されるもの
- (31) 子育て支援短期利用事業
京都市子育て支援短期利用事業実施要綱に基づき提供されるもの
- (32) 障害児入所給付費
児童福祉法第24条の2の規定により給付されるもの
- (33) 小児慢性特定疾病医療費
児童福祉法第19条の2の規定により給付されるもの
- (34) 時間外（延長）保育事業
京都市時間外（延長）保育事業実施要綱に基づき提供されるもの
- (35) 一時預かり事業
京都市一時預かり事業（一般型）実施要綱に基づき提供されるもの
- (36) 病児・病後児保育事業
京都市病児・病後児保育事業実施要綱に基づき提供されるもの

（給付の対象者）

第3条 本事業に基づく給付は、第2条各号に掲げる福祉施策ごとに、次に掲げる要件をいずれも満たす者のうち、本件影響を受ける者（以下「給付対象者」という。）に対して行う。

- (1) 令和5年度分の市民税において均等割減免制度の適用を受ける者（以下「均等割減免適用者」という。）が世帯（負担額等を決定する際に、市民税の課税状況及び所得を確認することとされている者の集まりをいう。以下本条において同じ。）内にいること及び令和5年度分の市民税が課される者がいない世帯に属する者として負担額等の決定を受け、決定を受けた期間に利用し又は給付を受けたこと。
 - (2) 令和6年度以降の各年度分の市民税において均等割減免制度の適用があるとした場合に、令和5年度から継続して均等割減免適用者となる者が世帯内にいること及び当該均等割減免適用者以外に市民税が課される者が世帯内にいないこと。
- 2 給付対象者が、前項第2号の要件を満たさなくなった後に再び同号の要件を満たすこととなった場合にあっては、本事業に基づく給付は行わない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の負担による給付が行われることにより本件影響が生じない者は、この限りではない。
- 4 前2項に定めるもののほか、第1項の規定の適用に関して必要な事項は別に定める。

(給付期間及び給付の額)

第4条 本事業に基づく給付期間及び給付の額は、次の各号に掲げる福祉施策ごとに、当該各号に定めるものとする。

(1) 指定障害福祉サービス（居住系サービス）

別表1の1から別表1の4までに掲げる区分及び年度（当該年度分の市民税の課税状況に基づき負担額等が適用される期間のことを指す。以下本条において同じ。）に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額又は表中に掲げる給付額とする。

(2) 指定障害福祉サービス（訪問系・日中活動系サービス等）

別表2に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。

(3) 補装具費

別表3に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。

(4) 地域生活支援事業（日常生活用具を除く。）

別表4に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。

(5) 日常生活用具

別表5に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。

(6) 自立支援医療（育成医療）

別表6に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。

(7) 自立支援医療（更生医療）

別表7に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。

(8) 自立支援医療（精神通院医療）

別表8に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。

(9) 障害者自立支援医療特別対策費

別表9に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。

(10) 緊急時介護人派遣事業

別表10に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。

- (11) 入院時支援員派遣事業
別表 1 1 に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。
- (12) 障害者休日・夜間緊急対応支援事業
別表 1 2 に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。
- (13) 新高額障害福祉サービス費
別表 1 3 に掲げる年度に応じ、表中に掲げる給付額とする。
- (14) 在宅自立支援給付費（総合上限制度）
別表 1 4 に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。
- (15) 成年後見制度利用支援事業（後見人等報酬）
別表 1 5 に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。
- (16) 指定難病の患者に対する特定医療費
別表 1 6 に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。
- (17) 国民健康保険における高額療養費
別表 1 7 に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。
- (18) 国民健康保険における入院時食事療養費等
別表 1 8 に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付額とする。
- (19) 国民健康保険における高額介護合算療養費
別表 1 9 に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。
- (20) 後期高齢者医療制度における高額療養費
別表 2 0 に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。
- (21) 後期高齢者医療制度における入院時食事療養費等
別表 2 1 に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付額とする。
- (22) 後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費
別表 2 2 に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。
- (23) 老人医療費支給事業における高額医療費
別表 2 3 に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。

- (24) 介護保険における特定入所者介護サービス費等
別表 2 4 に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。
- (25) 介護保険における高額介護サービス費等
別表 2 5 に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。
- (26) 介護保険における高額医療合算介護サービス費等
別表 2 6 に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。
- (27) 高等職業訓練促進給付金等事業（訓練促進給付金）
別表 2 7 に掲げる年度に応じ、表中に掲げる給付額とする。
- (28) 高校進学・修学支援金支給事業（学用品購入等助成金）
別表 2 8 に掲げる年度に応じ、表中に掲げる給付額とする。
- (29) スマイルママ・ホッと事業
別表 2 9 に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付額とする。
- (30) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
別表 3 0 に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付額とする。
- (31) 子育て支援短期利用事業
別表 3 1 に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付額とする。
- (32) 障害児入所給付費
別表 3 2 に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。
- (33) 小児慢性特定疾病医療費
別表 3 3 に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付の上限額を限度として、本件影響に相当する額とする。
- (34) 時間外（延長）保育事業
別表 3 4 に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付額とする。
- (35) 一時預かり事業
別表 3 5 に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付額とする。
- (36) 病児・病後児保育事業
別表 3 6 に掲げる区分及び年度に応じ、表中に掲げる給付額とする。

（給付の申請）

第 5 条 本事業による給付を受けようとする者は、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、第 2 条各号に掲げる福祉施策ごとに別に定める

日までに行わなければならない。

- 3 給付対象者から第2条各号に掲げる福祉施策のうち別に定める福祉施策の利用又は給付に係る申請があったときは、第1項の規定による申請があったものとみなすことができる。

(申請事項の変更)

第6条 前条の規定による申請を行った者は、申請事項に変更があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(給付の方法)

第7条 市長は、第2条各号に掲げる福祉施策において、当該各号に掲げる法令、規則又は要綱によりサービス提供を行った民間事業者（以下「事業者等」という。）に対して、給付対象者が支払うべき費用の全部又は一部について、本事業による給付として支給すべき額の限度において、当該給付対象者に代わり当該事業者等に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、給付対象者に対し本事業による給付が行われたものとみなす。

(給付の決定)

第8条 市長は、第5条に規定する申請があったときは、給付の可否を審査し、給付を行うことを決定したときは、別に定めるところにより、給付対象者に通知するものとする。

(取り消し及び返還)

第9条 偽りその他の不正な手段によって本事業による給付を受けた者があるときは、市長は、前条による決定を取り消し、既に行われた給付の全部又は一部を返還させることができる。

(調査)

第10条 市長は、本事業の適正な運用を図るため必要な調査を行うことができる。

- 2 給付対象者及び事業者等は、前項の調査に協力しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱において別に定めることとされている事項及び本事業の実施に必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 本事業の実施に必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、同日前の第4条第18号及び第21号の給付の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第4条第24号の規定は令和7年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日(令和7年7月1日)前の第4条第6号から第9号、第14号及び第16号の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 第4条第24号の規定の施行の日(令和7年8月1日)前の同条同号の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。ただし、第4条第6号から第9号、第14号及び第16号の規定は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日(令和8年6月1日)前の第4条第18号及び第21号の給付の額については、なお従前の例による。
- 3 本附則第1項後段に規定する施行の日(令和8年7月1日)前の第4条第6号から第9号、第14号及び第16号の給付の額については、なお従前の例による。